

宿泊約款

〈適用範囲〉

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

〈宿泊契約の申し込み〉

第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

〈宿泊契約の成立等〉

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

〈申込金の支払いを要しないこととする特約〉

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

〈宿泊契約締結の拒否〉

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(千葉県旅館業法施行条例第 15 条の規定に基づく)

〈宿泊客の契約解除権〉

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより違約金を申し受けま
す。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当って、宿泊客
が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ連絡があつた場合においても
予定時刻を 2 時間経過した場合は同様とする。)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により
解除されたものとして処理することがあります。

〈当ホテルの契約解除権〉

第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認め
られるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が伝染病者であると、明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 宿泊客が泥酔等で放歌高吟、客室への立入り等、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあると認められたと
きや、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(千葉県旅館業法施行条例第 15 条の規定に基づ
く。)
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災
予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がはまだ提供を受けていない宿泊
サービス等の料金はいただきません。

〈宿泊の登録〉

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 1 2 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法
により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

〈客室の使用時間〉

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15時から翌日11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
- (2) 超過6時間までは、室料金の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額（満室の場合超過をお受け出来ないことがあります）

〈利用規則の遵守〉

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示・展示あるいは備え付けした利用規則等に従っていただきます。

〈営業時間〉

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) フロント等サービス時間：

イ. フロントサービス 24時間

ロ. 正面玄関施錠時間 深夜1時から早朝5時まで防犯上正面玄関を閉めさせていただきます。

(2) 飲食等（施設）サービス時間

びすとろ菜 朝食 07:00～10:00

昼食 11:30～14:30

喫茶 14:30～17:00

夕食 17:00～21:30

(3) 付帯施設：

イ. 自動販売機 ソフトドリンク 12階・14階 アルコール 13階

ロ. 製氷機 15階

2. 営業時間は、事前の予告なしに変更する場合がございます。

〈料金の支払い〉

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた円建て旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

〈当ホテルの責任〉

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防法に基づく防火対象物点検を定期的に行っておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

〈契約した客室の提供ができないときの取扱い〉

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

〈寄託物等の取扱い〉

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

〈宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〉

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品に限り発見日を含め7日間を限度として保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

〈駐車場の責任〉

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

〈宿泊客の責任〉

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

〈約款の変更〉

第19条 本約款は、民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、宿泊客の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

2. 本約款の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本約款を変更する場合には、フロント及び客室内に変更内容等を記載した書面を備え置きます。

別表第 1

宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料） ② サービス料（①×10%）
	飲食料金	③ 飲食料及びその他の利用料金 ④ サービス料（③×10%）
	税金	⑤ 消費税

税法が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日		契約申込人数				
		不泊	当日	前日	2～9 日前	10～20 日前
一般	1～14 名	100%	80%	20%	—	—
団体	15～99 名	100%	80%	20%	10%	—
	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

注意

1. 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。
2. %は、基本宿泊料（室料）に対する違約金の比率です。但し、朝食付等の宿泊パッケージは、その公示額（以下、パッケージ料金とする）を違約金として収受します。
3. 同一の宿泊客が連続して宿泊する契約においては、第 1 日目の基本宿泊料（またはパッケージ料金）を違約金として収受します。また、契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず 1 日分（初日）を違約金として収受します。
4. 団体客（15 名以上）の一部について減員が生じた場合は、10 日前（10 日前以降の申込みについては、その申込み日）における宿泊人数の 10%以下（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金をいたしません。
5. その他、当ホテルが企画する宿泊パッケージまたは、特定団体において、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけない時は、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害のご負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室ご利用について

- (1) 客室よりの避難経路図は、客室入口のドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2) ご在室中や特にご就寝の際は、必ず内鍵とドアガードをおかけください。
- (3) ドアをロックされた時は、ドアガードをかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉なさらずにフロントにご連絡ください。
- (4) 火災になりやすい場所（特にベッド）およびノースモーキングフロアでの喫煙はお断りいたします。
- (5) 客室内および廊下では、ホテルの許可なく暖房用炊事用等の火気、キャンドル等をご使用にならないでください。また、客室内での調理は固くお断りいたします。
- (6) ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。
- (7) ホテルの許可なく客室を営業行為（展示会・その他）等ご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- (8) ホテルの許可なく客室内の備品を移動し、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらないでください。万一備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。またホテルの外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
- (9) 夜間のご訪問客とのご面会はロビーでお願い致します。
- (10) 窓から物品をお投げにならないでください。
- (11) ご予約者の宿泊日数及び人数を変更なさる場合はあらかじめフロントにご相談ください。
- (12) ご滞在中お部屋からおでかけの際は、客室の鍵を必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- (13) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- (14) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。

2. お支払等について

- (1) お会計はご出発の際にフロントでお願いいたします。また、ご滞在中でも料金のご清算をお願いする場合がございます。そのつどお支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合があります。
- (2) ご到着時にお預かり金を申し受ける事がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
- (4) お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- (5) 客室内の通信回線をご利用になるときは、通信料金の有無に関わらず施設利用料が加算されますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 税金の他、サービス料としてお勘定の 10%を加算させていただいておりますので、お心付け等のご辞退申し上げます。

3. 貴重品、お預かり品について

- (1) ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、フロントに備え付けの貸金庫（無料）をご利用ください。ご利用なさらなくて万一紛失、盗難等が発生した場合（客室備え付け金庫ご利用の場合も含む）には当ホテルではその責任を負わない場合がございます。なお、美術品、骨董品、毛皮等の品物は

お預かりいたしません。貸金庫のご利用は宿泊期間内のみとさせていただきます。ご利用状態のまま無断で出発された時は鍵の取り替え料金のご負担や保管料を頂戴することがあります。また金庫内の物品の紛失等については責任を負わない場合がございます。

- (2) ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。
- (3) クロークでのお預かりものは、所定の期間を経過しても連絡がない場合次の期間を限度とし、お引き取りの意思がないものとして処理いたします。
 - イ. クロークにてのお預かり物 1 ヶ月
 - ロ. 貸し金庫にてのお預かり物 1 ヶ月
 - ハ. ランドリーにご依頼の洗濯物 1 週間

4. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- (1) 動物、鳥等のペット類。(補助犬は除く)
- (2) 火薬、揮発油、その他発火又は引火性の物。
- (3) 悪臭を発する物。
- (4) 法により所持を禁じられている銃砲、刀剣、覚せい剤の類。
- (5) 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- (6) ナイトガウン、バスローブ、スリッパ等で客室外に出る事。
- (7) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等。
- (8) ホテルの許可なくホテル内のパブリックスペースで写真撮影をする事、及びホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事。
- (9) 携帯電話のご利用について、適切でない場所での会話や大声での通話など、他のお客様に嫌悪感、迷惑を及ぼす行為。

5. 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルの利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
- (2) 反社会团体及び反社会团体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
- (3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルの利用はご遠慮いただきます。又、かつて同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
- (4) 当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
- (5) 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。
- (6) 客室内を除き、館内各所に防犯カメラを設置しておりますので、あらかじめご了承ください。

6. その他

- (1) 館内の諸施設及び諸物品についてのお願い。
 - イ. その目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - ロ. ホテルの外へ持出さないでください。

ハ. 他の場所に移動したり加工したりなさないでください。

(2) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。

(3) 緊急事態あるいは止むを得ない事情の発しない限り、階段、屋上、塔屋、機械室等客用部分以外の施設にお立ち入りなさないでください。

(4) 不可抗力以外の理由により建造物、備品その他の物品を損傷、汚染、あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただく事があります。

7. 規則の変更について

(1) この規則は、民法上の定型約款に該当し、この規則の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

(2) この規則の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。なお、本規則を変更する場合には、フロント及び客室内にも変更内容等を記載した書面を備え置きます。

2020.3